



大 第 1 8 7 号
平成 2 8 年 5 月 2 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長



「夏季のVOC対策」重点実施期間について

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、光化学スモッグの状況は、大気汚染防止法や県条例等による揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策により、改善傾向が見られていますが、依然として、夏季には、光化学スモッグ注意報が発令されている状況となっています。

このため、千葉県では、昨年度に引き続き、近隣都県市と連携して、6月から9月を「夏季のVOC対策」重点実施期間として設定し、別添のとおり、VOCの排出削減に取り組むこととしています。

つきましては、VOCの排出削減への御理解、御協力をお願いします。

（参考）

千葉県の取り組みやリーフレットなどはホームページからもご覧いただけます。

○夏季のVOC対策重点実施期間（平成28年6月から9月）について

[<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2016/summer-voc.html>]

○リーフレット

[<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2016/documents/voc.pdf>]

○事業者の皆様へのお願い

[<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kihatsusei/kakitaisaku.html>]

<担当>

千葉県環境生活部大気保全課

大気指導班 木持

電話 043-223-3802

FAX 043-224-0949

Mail voc@mz.pref.chiba.lg.jp

6月から9月は「夏季のVOC対策」重点実施期間です
～近隣都県市と共同して光化学スモッグ等の改善に取り組みます～

平成28年5月27日
千葉県環境生活部大気保全課
電話 043-223-3855

揮発性有機化合物（VOC）^{注1} は光化学スモッグ^{注2} の原因物質のひとつであり、その排出削減は、浮遊粒子状物質（SPM）や微小粒子状物質（PM2.5）の低減にも有効と考えられています。

近年、大気汚染防止法や県条例などによりVOC排出抑制対策が図られていますが、夏季においては、気温が高く日射が強いことから、毎年広い範囲で光化学スモッグが発生しやすい状況となります。

そこで、千葉県では、昨年度に引き続き、埼玉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市と共同して、「夏季のVOC対策」重点実施期間を設定し、VOCの排出削減に取り組みます。

「夏季のVOC対策」の内容

1 期間

平成28年6月～9月（光化学スモッグ注意報が発令されやすい期間）

2 期間中における取組

(1) 立入検査等による事業者指導

大気汚染防止法及び千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（VOC条例）^{注3} に基づく立入検査等を重点的に実施します。

(2) 排出抑制に向けた取組の呼びかけ

VOCを排出する事業者（有機溶剤を取り扱う工場・事業場など）に対し、保管容器のふた閉め等の基本的な取組の徹底、低VOC製品の使用等と呼びかけます。（別紙1）

呼びかけは、各都県市において、ホームページや共通リーフレットの配布、立入検査時の指導等を通じて実施します。

さらに、千葉県では、関係団体に対して協力要請を行います。

(3) その他、千葉県で実施している通年の取組

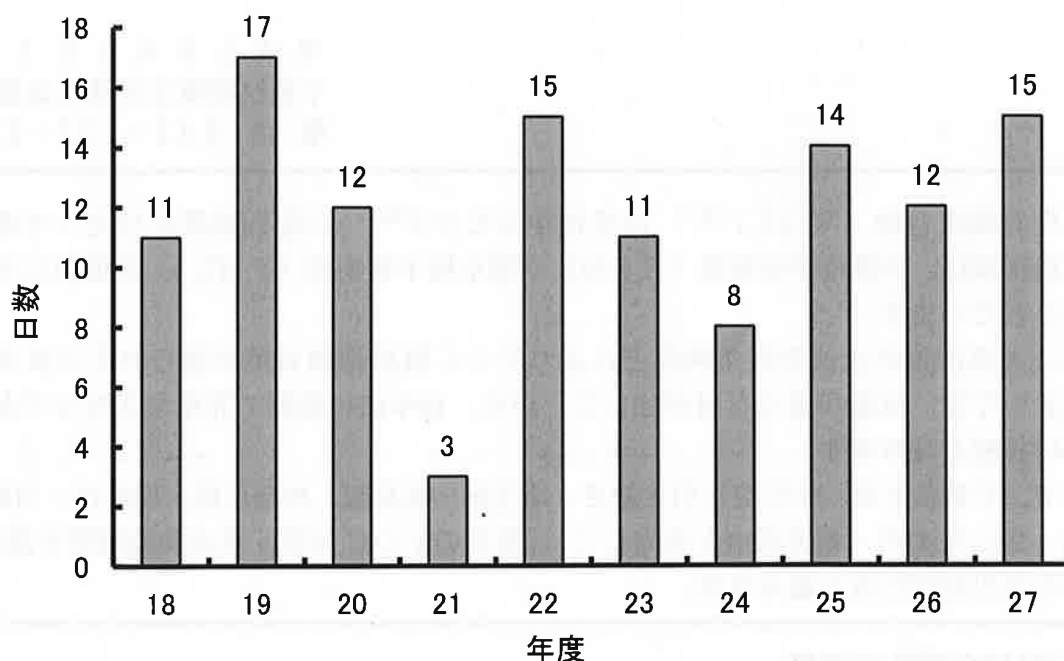
- VOC条例に基づく事業者の自主的取組による排出抑制の促進
- VOC対策アドバイス制度^{注4}
- 排出抑制対策事例の紹介 <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jirei.html>

※ 光化学スモッグ注意報等の発令やPM2.5に関する情報提供

ホームページ等において発令等の情報提供を行っています。

- 千葉県光化学スモッグ情報：<http://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/smog/hatsust>
〔ちば大気環境メールによるお知らせ：<http://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/smog/mailreg>〕
〔テレホンサービスによるお知らせ：電話 043-223-3857 又は 043-223-0551〕
- 千葉県PM2.5注意喚起情報：<http://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/>

県内の光化学スモッグ注意報年間発令日数の推移(過去10年間)



注1) 揮発性有機化合物 (VOC)

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物(メタンとフロン類を除く)をいいます。代表的な物質としては、トルエン、キシレンなどの有機溶剤があります。

注2) 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして生成した、光化学オキシダントが原因で発生します。

光化学スモッグは、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりする等、健康に影響を与えることがあります。

注3) 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(VOC条例)

光化学スモッグ等の原因と考えられるVOCについて、事業者の自主的な排出抑制対策を促すために制定された千葉県独自の条例。自主的取組対象施設の設置者に、自主的取組計画と取組実績の報告を求めるとともに、これらの公表を行っています。

注4) VOC対策アドバイス制度

事業者によるVOC排出抑制に関する自主的取組を支援するため、中小企業者を対象に県職員が事業所を訪問し、VOCの簡易測定を行い、無料で必要なアドバイスを行っています。

夏季のVOC排出削減に御協力をお願いします！

(VOCとは塗料・インキ・洗浄剂等、溶剤中に含まれる成分です。)

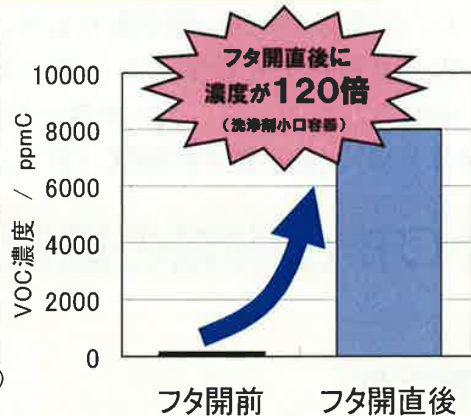
夏場は気温が高く、
特に有機溶剤が蒸発しやすい環境です。

千葉県では平成24年度より、夏季(6~9月)におけるVOC対策の呼びかけを実施しています。こまめなフタ閉め等、下記の基本的な対策から今一度見直してください。御協力よろしくお願いいたします。

メリット ムダな蒸発を防いで原材料費削減



(赤外線センサーでフタ開放時の一斗缶撮影)



フタを開放しているだけで溶剤は蒸発しています！
必要なとき以外はフタをしっかりと閉めましょう。



洗浄槽のフタをすると蒸発量が1/2~1/4程度まで減ります。
(東京都VOC対策ガイド(工場内編)より)



フタ開放で8時間に60gの溶剤が蒸発します。
(日本印刷産業連合会 印刷産業におけるVOC排出抑制自主的取組推進マニュアルより)

メリット においが減ります！作業環境の改善

廃棄物容器の密閉

溶剤の染み込んだ廃棄物は常に密閉しましょう。「VOC拡散防止のため必ずフタをすること」等の張り紙をすることでより効果的です。



低VOC製品を選びましょう

《印刷》低VOC洗浄剤



印刷業界の制度であるGP資機材認定制度では、低VOC洗浄剤等環境に配慮した資機材を登録しています。

《塗装》ハイソリッド塗料

既存設備の大幅な変更をせず、VOC排出量を3~6割程度まで抑制できます。

《めっき・金属表面洗浄》水系洗浄剤

めっき品質に必要な部品洗浄度の基準を見直し、水系洗浄剤へ代替することで、VOC排出量を5割以上抑制できます。

◎千葉県の事業者への支援メニュー (詳しくは千葉県のHPをご覧ください)

・ VOC対策アドバイス制度

中小企業者を対象に県職員が事業所を訪問し、VOCの簡易測定を行い、無料で必要なアドバイスを行っています。

【HP】 <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/advice.html>



無料

なぜ、VOC対策が必要なのか？

VOC^{※1}(有機溶剤など)は、
有害な**光化学オキシダント**の
生成原因の一つです。

※1 Volatile Organic Compounds
(揮発性有機化合物)



《光化学オキシダントの生成》



VOCには、塗料やインキに使われるトルエン、金属や機器の洗浄に使われるトリクレン（トリクロロエチレン）、塩化メチレン（ジクロロメタン）等があります。VOCは蒸発しやすく、大気中に出ていくとNO_xとともに太陽光を受けて光化学オキシダントを生成します。光化学オキシダントは、目や喉への刺激等の人的被害だけでなく、農作物等の植物被害も引き起こします。

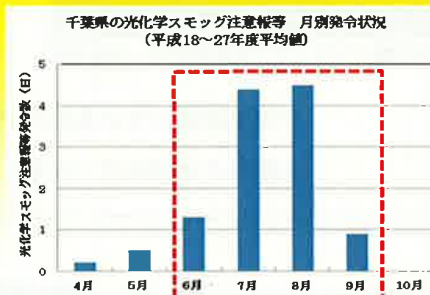
VOCは他に浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の生成原因にもなります。

夏季におけるVOC排出削減の重要性

光化学スモッグ注意報^{※2}は

夏季に多く発令されます。

※2 光化学オキシダントが高濃度（120 ppb）となり、その継続が見込まれる場合に発令



光化学オキシダントが高濃度になりやすい気象条件は、①最高気温が25℃以上 ②日照が強いこと ③弱風が継続すること、等があります。これらの条件が揃う、夏季にVOCの排出を抑えることは特に重要です。

夏季における光化学オキシダントは、

広い範囲で高濃度になります。

高濃度の光化学オキシダントが広い範囲で発生することから、埼玉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・千葉県が夏季のVOC排出削減を共同で呼びかけています。(平成24年度より実施)

千葉県 環境生活部 大気保全課 大気指導班

【住所】〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎3階

【電話】043-223-3802(直通) 【FAX】043-224-0949

【HP】 <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/voc/index.html>

(千葉県で取り組む各種VOC対策を紹介しています。)